TEL 03(6402)9555 FAX

03(6402)9556

URL http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

外国法人が日本支店を廃止した場合の事業年度と申告期限

弊所は外国に本店がある外国法人ですが、今期の途中の10月1日で日本支店を廃止し、 日本から撤退することとなりました。この場合の事業年度と申告期限はどのようになるので しょうか?ちなみに、弊所は12月決算です。

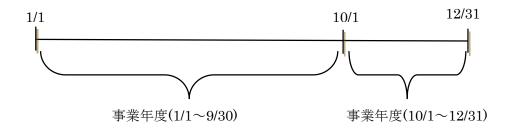
解說

事業年度の途中で日本支店を廃止するとみなし事業年度が生じます。また、申告期限につい ては、納税管理人の届出をしているかどうかで、異なります。

1. 事業年度

国内に支店を有する外国法人が、日本支店を廃止して、国内に恒久的施設を有しないこと となった場合、次のみなし事業年度が生じます。

- 1) その事業年度開始の日から、その該当することとなった日の前日までの期間
- 2) その該当することとなった日から、その事業年度末日までの期間



2. 申告期限

- 1) 納税管理人の届出をしていない場合 次の①または②のいずれか早い日
 - ①その事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日の前日(12月1日)
 - ②該当しなくなる日(10月1日)
 - →この場合、早いほうなので 10月1日となります。
- 2) 10月1日まで納税管理人の届出をした場合 その事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日の前日(12月1日)

するに…

外国法人が日本支店を廃止した場合、廃止の日を境に事業年度が分けられます。また、申告期限 については納税管理人の届出を出していないと、日本支店を廃止した日になってしまいます。そ のため、余裕をもった撤退作業をするうえで、納税管理人の届出を提出しておくことは大切です。